

1. 新型コロナウイルス感染症における本市の対応について

(1) 学期中に園児・児童・生徒・先生の感染者が発生した時の対応について

①休園・休校の範囲や期間

②PCR検査の範囲と費用負担などについて

(2) 学校園における新型コロナウイルス感染症の予防策について

(密を避ける、検温、体調管理、マスク、手洗い、うがいなど)

【答弁】

1. 新型コロナウイルス感染症における本市の対応についての(1)～(2)につきまして、順次お答えいたします。

まず、(1)①についてでございますが、子どもたちや教職員に感染が確認された場合は、原則、感染が確認された翌日から当該学校園を3日間臨時休業とする予定でございます。臨時休業中においては、教職員は消毒作業にあたり、児童生徒・保護者の不安に応える等のケアや再開に向けた授業の準備等を行ったりします。

ただし、保健所による濃厚接触者の特定状況や学校施設の消毒作業の必要性等によっては、臨時休業を設けない場合や期間を3日以内とする場合があります、濃厚接触者が多数の場合は期間を延長する場合がございます。

また、②についてでございますが、PCR検査につきましては、保健所より濃厚接触者と特定された園児児童生徒や教職員を対象として実施され、その場合には現段階で全額公費負担となっております。

次に、(2)についてお答えいたします。

コロナウイルス感染症の予防策につきましては、国や府のマニュアルにもとづき「感染源を絶つこと」「感染経路を絶つこと」「抵抗力を高めること」の3つのポイントをふまえて実施しております。

具体には、教職員や園児児童生徒の検温と健康観察を徹底し、発熱等の風邪症状がみられる場合には出勤や登校を控え、家庭での検温ができなかった子どもについては、学校で非接触型体温計なども活用して確認しております。

マスクにつきましては、教室内や近距離で長時間会話する場合等は着用するように指示しております。

また、集会等では密をさけるために、十分な距離をあけて並ぶようにしたり、放送で行ったり、会議室等で撮影した映像をオンライン配信し、子どもたちは各教室で大型モニタを用いて閲覧したりする等、学校の状況に応じた対策を行っております。

さらに、手洗いにつきましても、学習器具の使用前後や活動の前後に行うようにし、学校に出入りする関係者にも手洗いの徹底を依頼しております。

加えて、子ども自身の抵抗力を高めるために、「十分な睡眠」「適度な運動」「バランスの取れた食事」を心掛け、体調管理に留意するよう指導を行っております。

本市教育委員会といたしましては、学校園におけるコロナウイルス感染症の拡大防止に努める重要性を認識しておりますことから、国や府のマニュアルをふまえた対策を、引き続き実施してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。